

丹生ダム建設事業の中止に伴う地域整備の促進要望に係る令和2年3月の対応方針と現在の状況

赤字：前回からの変更点

○ ダムの目的に関する代替事業（高時川の河川整備）

対応方針（R2.3）	現在の状況（R7.5）
高時川の河川整備については、令和2年度より国土交通省の補助金を新たに採択することを調整中であり、これにより滋賀県による計画的・集中的な事業推進が可能となる。	- 国土交通省の補助事業（令和2年度採択）にて、滋賀県により計画的・集中的に事業推進中であるが、さらに令和3年度より補正予算も投入し事業を前倒して実施中。 - 令和6年度までに菅並地先の約200mの護岸整備工事、下丹生地先の護岸詳細設計、上丹生地先の河道計画検討が完了。令和7年度は、引き続き上丹生地先の護岸詳細設計、下丹生・上丹生地先の用地測量を実施予定。 - 滋賀県に対し、令和4年8月に長浜市による姉川・高時川の河川改修に関する「要望」、同年9月に丹生ダム対策委員会による災害復旧に関する「緊急要望」、長浜市議会による治水事業の促進に関する「意見書」を提出。 - 滋賀県において令和4年8月豪雨による高時川流域の浸水被害を受け、再度災害防止に向けた河川改修の段階的整備として令和6年度までに上丹生、下丹生地先の浚渫工事、菅並地先の河道掘削が完了。令和7年度は、引き続き下丹生地先の堤防嵩上げ詳細設計、菅並地先の遊水地設計を実施予定。

○ ダム中止に伴う措置（買収済み用地、残存山林、付替県道などの処理） 【買収済み用地】

対応方針（R2.3）	現在の状況（R7.5）
- 地元から「民間に売却することは適切ではない」とのご意見をお聞きしているため、滋賀県が、水資源機構から引継ぎ、維持管理していく方針。 - 水資源機構から滋賀県への引継ぎが完了するまで、水資源機構において適正	- 滋賀県への事業用地の譲渡について、令和4年11月30日に滋賀県と水資源機構で譲渡契約を締結し、土地を引き渡した。 - 滋賀県が引受け後、県道敷、河川敷、自然保護地に区分し、区分に応じた管理

な管理を継続。	を行う。 ・ 自然保護地の活用・保全について、滋賀県が令和4年度から検討委員会等において検討中。
---------	---

【残存山林】

対応方針（R2.3）	現在の状況（R7.5）
・ 水資源機構においては、所有者に対し、令和2年度より補償を実施。 ・ 一方、地元住民からは、高齢化等に伴い、個々に維持管理していくことは困難とお聞きしている。 ・ 地元から一団の土地の寄付の申し出がある場合は、滋賀県が引き受ける方針。	・ 水資源機構において、各所有者への補償手続きを順次実施中であり、全体約3,150haのうち令和7年4月末時点で約3,049haを実施済。 ・ 水資源機構の補償手続きと併せて、滋賀県の寄付引き受け手続きを順次実施中であり、全体約3,150haのうち令和7年4月末時点で約3,049haを受納済。 ・ 引き受け後の残存山林（自然保護地）の活用・保全について、滋賀県が令和4年度から検討委員会等において検討中。

【付替県道】

対応方針（R2.3）	現在の状況（R7.5）
・ 県道としての利用は困難であるが、今後の利活用を踏まえ、水資源機構において安全対策等を行った後、滋賀県が引き受ける方針。 ・ 水資源機構から滋賀県への引き渡し完了するまで、水資源機構において適正な管理を継続。	・ 滋賀県への引き渡しに向け、安全対策の実施内容について滋賀県・水資源機構で確認した。 ・ 併せて、付替県道と工事用進入路を接続するための工事についても、滋賀県・長浜市・水資源機構で調整の上、実施内容を確認した。 ・ 実施内容については、地元関係者にも説明し、了解を得た。 ・ 令和4年度に水資源機構が橋梁や法面等の安全点検した結果を基に、令和6年度に安全対策工事が完了し現地立会を実施。令和7年度に滋賀県、長浜市に引き渡し予定。

○ 地域振興

対応方針（R2.3）	現在の状況（R7.5）
・ 地域振興については、地域による主体的な取り組みに対し、その内容に応じた交付金などにより、近畿地方整備局としても積極的に支援。 ・ 地域の歴史と記憶を継承するまちづくりの一助として、ふるさと絵屏風の作成を地域の人々を中心に実施することに対する支援の要望を受けたため、まずはその要望に対し、近畿地方整備局予算を充当して支援。 ・ 滋賀県としても、平成 30 年度に創設した丹生水源地域整備特別交付金制度に基づき、地域による主体的な取り組みに対して支援。	・ 地域による主体的な取り組みに、近畿地方整備局、滋賀県も積極的に参画。 ・ ふるさと絵屏風の作成に向けた、地域での取り組みが始動し、近畿地方整備局において予算支援。 ・ 長浜市において、「長浜市水源地域振興事業交付金」制度により、地域振興の取り組みを支援。 令和 6 年度 1,500 千円交付済 令和 7 年度 2,250 千円交付予定 ・ 余呉まちづくり推進会議の取組を具体化するため、近畿地方整備局、滋賀県、長浜市、水資源機構で構成する「余呉地域振興にかかる検討プロジェクトチーム」において、「余呉地域振興の全体像の具体化に向けて検討。」 ・ 長浜市において、令和 7 年度から 8 年度にかけてウッディパル余呉及び妙理の里整備検討業務を実施予定。 ・ 滋賀県において、令和 6 年度から余呉地域振興事業交付金を活用し、地域振興の取り組みを支援。

以上

丹生ダム対策委員会委員長、近畿地方整備局長、滋賀県知事、長浜市長、独立行政法人水資源機構理事長による平成31年4月の現地視察での意見交換事項に係る令和2年3月の対応方針と現在の状況

【県道中河内木之本線整備】

対応方針（R2.3）	現在の状況（R7.5）
- 水資源機構において、平成27年度より整備をはじめ、平成29年度には計画を策定し、令和8年度までに完了予定であるが、できるだけ早期に実施し、令和6年度完了を目標に整備。 - 部分的に供用可能な箇所は、水資源機構から滋賀県に速やかに引き渡し。 - 水資源機構において、供用区間、時期、引き渡し要件を整理。 - 並行する県道については、滋賀県において、長浜市への引き渡し要件などを整理。	- 水資源機構において、拡幅整備が必要な区間約10kmのうち、令和5年度までに約8.0kmを実施済。斜面对策工事については、令和5年度に尾羽梨地区の1箇所が完成し、鷺見地区の1箇所について令和7年度に完了予定。 - 狭隘な橋梁拡幅工事については、全16橋中3橋が完了。令和6年度は4橋の施工に着手し、令和7年度は、引き続き3橋の工事に着手予定。 - 北海道トンネルを含む部分的に供用可能な区間約1kmの整備が完了し滋賀県に引き渡し、令和3年4月1日より供用開始。 - あわせて現県道（六所神社付近～佐惣平橋）の区間については、佐惣平橋の修繕工事が完了したため、令和6年4月に長浜市へ引き渡した。 - 早期完成に向け、国が主体となり滋賀県、長浜市及び水資源機構で連携・調整のもと県道整備の進捗を図る。

【市道奥川並線・市道洞寿院線の補修】

対応方針（R2.3）	現在の状況（R7.5）
- 市道奥川並線については、水資源機構において、補修を実施し、補修完了後、長浜市に引き渡し。 - 市道洞寿院線については、整備が完了しており、水資源機構から長浜市に引き渡し済。	- 市道奥川並線について、令和5年度までに37箇所の整備を実施。 - 令和5年度の市道奥川並線の災害復旧工事の完了をもって、維持補修の整備を完了。

【立坑など調査施設の撤去】

対応方針（R2.3）	現在の状況（R7.5）
- 水資源機構において、ダムサイトの立坑などの閉塞作業並びに設置した工事用道路の整備について、今年度完了。 - 田戸（原石山）の横坑などの閉塞作業は、令和2年度に調査を行った上で令和3年度に実施予定。	水資源機構において、田戸（原石山の横坑（5坑））の閉塞工事を令和3年度に完了。

【集落跡地整備】

対応方針（R2.3）	現在の状況（R7.5）
小原地区について令和2年度に、その他の地区についても、引き続き、県道整備と併せて整備予定。	- 中河内地区、針川地区、小原地区の整備工事が完了。 - 令和7年度は、半明、尾羽梨、鷲見地区の整備を完了予定。

【各発生土受入地の活用】

対応方針（R2.3）	現在の状況（R7.5）
- 八田部は、水資源機構において、地元が望む利活用方策に沿った基盤整備等を実施したうえで借地を解消。 - 北海道は、水資源機構において、用地の取扱いも含め、地元が望む利活用方策に沿った基盤整備等を実施したうえで引き渡し。 - 半明は、買収済み用地と同様の取扱い。	- 八田部は、水資源機構において、地権者会へ土地を返還した。跡地の利用計画を踏まえた基盤整備（整地、構造物撤去、法面除草）を予定。 - 令和6年度に滋賀県が実施した土砂災害警戒区域等に係る調査結果により、大勢の方が長時間滞在する施設（キャンプ場等）の整備は困難なことが判明したため、国・県・機構・市の四者で協力して利活用策を再度検討中。令和7年7月末までに利活用策を決定する予定。その後、速やかに基盤整備に着手。 - 北海道は、滋賀県の河川護岸工事計画及び利活用計画を踏まえて、令和5年11月29日に滋賀県への譲渡契約済み。

【地域資料の活用】

対応方針（R2.3）	現在の状況（R7.5）
水資源機構において、資料のリストアップなどを実施済みであるため、今後、地元が望む活用方策に沿って資料を提供。	水資源機構が保有する地域資料の一部（文献、民俗資料等）について、長浜市、地元小学校等に譲渡を実施し、資料を地域に引き渡す作業を完了した。

【河川維持管理】

対応方針（R2.3）	現在の状況（R7.5）
・ 高時川（下丹生より上流区間）や妙理川の維持管理は、滋賀県において実施。 ・ 高時川の瀬切れ対策は、近畿地方整備局が支援を行い、関係機関と協議のうえ、滋賀県が対策を実施。	・ 滋賀県において、護岸補修や堆積土砂撤去等の維持管理を順次実施。 ・ 瀬切れ対策については、対応方針に沿って、滋賀県の対策を近畿地方整備局が支援し、令和２年度に局所的な水域確保のための水制工を２基整備。引き続きモニタリング調査を行い、現在、モニタリング結果のとりまとめを実施中。 ・ また近畿地方整備局、滋賀県および関係者による水利用に関する勉強会を引き続き開催。

以上